

ワンヘルス推進調査特別委員会年間活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

ワンヘルス（人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていく考え方）の推進について調査すること

2 活動計画について協議

< 5月29日（水） >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
例 提言、予算への反映など
- (3) (1)の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
いつ頃、どのような方法で、どのような内容の調査を行うかなど
例 参考人招致、執行部説明、県内外調査、委員間での議論

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。